

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年1月31日(2008.1.31)

【公表番号】特表2002-532208(P2002-532208A)

【公表日】平成14年10月2日(2002.10.2)

【出願番号】特願2000-589243(P2000-589243)

【国際特許分類】

A 6 1 M	25/02	(2006.01)
A 6 1 M	1/00	(2006.01)
A 6 1 M	27/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 M	25/02	L
A 6 1 M	1/00	5 1 0
A 6 1 M	1/00	5 4 0
A 6 1 M	1/00	5 6 0
A 6 1 M	27/00	

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月27日(2007.11.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】患者の身体の人工空洞を通る少なくとも一つのドレーンの保持装置であって、場合によっては出る分泌物を集めるための少なくとも一つの収集室(10；30；40；60；62；70)と、身体に固定して各収集室を囲むように構成されたベース(11、31、41、61、71)と、ドレーン(2、5、8)または同等物を通すために収集室内にある少なくとも一つの孔(12；32；42；73；74)とを含み、前記孔の軸をベースの面に対して垂直にしないことにより、ドレーンを湾曲可能にして患者の身体に対してドレーンを配向可能にすることを特徴とする装置。

【請求項2】前記収集室は、ベースの面に対して傾斜した上壁を含み、前記孔が、この上壁を貫いて構成され、壁とベースとからなるアセンブリは、ベースが患者の身体(20)で支持されるまでドレーン(2)の上部に沿ってスライド可能にされていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】ドレーンまたは同等物用の孔(12；32；42；73；74)は、ドレーン用のくり抜き(17；37；47；67；68；75；77)を含む支持体(16；36；46；65；66；76)によって延長されていることを特徴とする請求項1または2に記載の装置。

【請求項4】前記支持体の前記くり抜き(17；37；67，68)は、その軸が、孔(12；32)の軸にほぼ対応するように配向されていることを特徴とする請求項3に記載の装置。

【請求項5】前記支持体の前記くり抜き(47；75、77)は、その軸が、前記孔(42；73、74)の軸に対して傾斜するように配向されていることを特徴とする請求項3に記載の装置。

【請求項6】前記支持体(36、46、76)は、連結された2個の部分から構成されることを特徴とする請求項3～5のいずれか一項に記載の装置。

【請求項7】前記支持体は、装置に対して所定の位置に固定するために、ドレーン

または同等物と協働する手段を含むことを特徴とする請求項 3 ~ 6 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 8】 前記固定手段は、支持体(16)の延長線上にあるスカート(18)から構成され、このスカートは、前記支持体のくり抜き(17)の軸に向かって収束し、好適にはスカートの末端にあるリム(18a)によって、前記ドレーン(2)に設けられた横溝(24)で係止されるように構成されることを特徴とする請求項7に記載の装置。

【請求項 9】 前記固定手段は、前記支持体(36、76)のくり抜き(37；75、77)の壁に設けられた少なくとも一つの突起(38；78)からなり、この突起が、前記ドレーンに設けられた長手方向または横方向の溝(84)で係止されるように構成されることを特徴とする請求項7に記載の装置。

【請求項 10】 ベース(11)は、患者の身体と接する面(11a)に接着層(13)を含むことを特徴とする請求項1~9のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 11】 前記接着層(13)は、ベースの外側に延長されることを特徴とする請求項10に記載の装置。

【請求項 12】 前記接着層(13)は、収集室(10)を部分的に閉じるためにベースの内部(15)を越えて延長されることを特徴とする請求項10または11に記載の装置。

【請求項 13】 前記接着層は、分泌物を吸収可能な接着ゴムからなることを特徴とする請求項10~12のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 14】 収集室(30、40)は、分泌物収集ポケットのための孔(34、44)を同様に含むことを特徴とする請求項1~13のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 15】 収集室は、サンプル採取用の少なくとも一つの窓を含むことを特徴とする請求項1~14のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 16】 重力によりドレナージュを促すように患者の身体に配向されることを特徴とする請求項1~15のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 17】 分泌物収集ポケット用の孔を含む場合、分泌物が、ポケット側にドレナージュされることを特徴とする請求項16に記載の装置。